(4)　「育児目的休暇制度」とは、一般事業主が講じている育児を目的とするものであることが労働協約、就業規則等において明らかにされている休暇制度であり、例えば、失効年休の育児目的での使用や、「育児参加奨励休暇」制度、子の学校行事や予防接種等の通院のための勤務時間中の外出を認める制度などのほか、ロについては配偶者出産休暇、へについては子（子の配偶者を含む）が出産したときの「孫誕生休暇」制度などをいうこと。

(5)　「育児休業等をしたものの割合」は、小数第1位を切り捨て記載すること。

15.「8．育児をする労働者のための短時間勤務制度等の実施状況」欄は、ア～キの措置ごとに、実施の有無について有又は無の文字を○で囲むこと。

16.「9．働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置の実施状況」については、「措置の内容」欄は実施した措置の内容について、「目標及びその達成状況」欄は、ア又はイの措置の少なくともいずれか1つ以上についての目標及びその達成状況について具体的に記載すること。

17.「10．女性の継続就業に関する状況」欄については、「在職しているものの割合」は、小数第1位を切り捨て記載すること。

18.「11．育児休業等をし、又は育児を行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるようにするための取組」欄は、実施している取組ごとに実施の有無について有又は無の文字を○で囲むこと。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日（次項において「施行日」という。）前に計画期間が終了した一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法（以下この項及び次項において「法」という。）第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画をいう。）に関して事業主が行う法第十三条の申請に係る同条の認定の基準については、この省令による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（次項において「新令」という。）第四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　施行日前に計画期間が開始した一般事業主行動計画であって施行日後に計画期間が終了するものに関して事業主が行う法第十三条の申請に係る同条の認定の基準については、新令第四条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

4　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

5　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第百三十一号

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十二号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、労働安全衛生法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働安全衛生法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（労働基準法施行規則の一部改正）

第一条　労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第五十条の二第三号イ中「労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）別表第六の二」を「別表第四」に改める。

第五十七条第一項中「第二号については労働安全衛生規則」の下に「（昭和四十七年労働省令第三十二号）」を加え、「労働安全衛生規則様式第二十三号」を「同令様式第二十三号」に改める。

別表第三の次に次の一表を加える。

別表第四（第五十条の二関係）

一　発電、送電、変電、配電又は蓄電の業務
二　金属の溶融、精錬又は熱処理の業務
三　金属の溶接又は溶断の業務
四　ガラス製造の業務
五　石炭、亜炭、アスファルト、ピッチ、木材若しくは樹脂の乾留又はタールの蒸留若しくは精製の業務
六　乾燥設備を使用する業務
七　油脂、ろう若しくはパラフィンを製造し、若しくは精製し、又はこれらを取り扱う業務
八　塗料の噴霧塗装又は焼付けの業務
九　圧縮ガス若しくは液化ガスを製造し、又はこれらを取り扱う業務
十　火薬、爆薬又は火工品を製造し、又は取り扱う業務
十一　危険物を製造し、若しくは取り扱い、又は引火点が六十五度以上の物を引火点以上の温度で製造し、若しくは取り扱う業務
十二　労働安全衛生規則第十三条第一項第二号に掲げる業務（同号ヌに掲げる業務を除く。）

（労働安全衛生規則の一部改正）

第二条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八十四条の二」を「第八十五条」に改める。

第八十四条の二を削る。

第八十五条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

（計画の届出をすべき機械等）

第八十五条　法第八十八条第一項の厚生労働省令で定める機械等は、法に基づく他の省令に定めるもののほか、別表第七の上欄に掲げる機械等とする。ただし、別表第七の上欄に掲げる機械等で次の各号のいずれかに該当するものを除く。

一　機械集材装置、運材索道（架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、原木又は薪炭材を一定の区間空中において運搬する設備をいう。以下同じ。）、架設通路及び足場以外の機械等（法第三十七条第一項の特定機械等及び令第六条第十四号の型枠支保工（以下「型枠支保工」という。）を除く。）で、六月未満の期間で廃止するもの

二　機械集材装置、運材索道、架設通路又は足場で、組立てから解体までの期間が六十日未満のもの

第八十六条に見出しとして「（計画の届出等）」を付し、同条第一項中「別表第七」の前に「事業者は、」を加え、「事業者が」を「ときは、」に、「による届出をしようとするときは、」を「により、」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「（以下「特定化学設備等」という。）」を削り、同項を同条第二項とする。

第八十七条中「（同条第二項において準用する場合を含む。）」を削る。

第八十七条の二中「（同条第二項において準用する場合を含む。）」を削り、「第八十七条の十」を「第八十八条」に改める。

第八十八条を削り、第八十七条の十を第八十八条とする。

第八十九条を削り、第八十八条の二中「第八十八条第三項」を「第八十八条第二項」に改め、同条を第八十九条とする。

第九十条中「第八十八条第四項」を「第八十八条第三項」に改める。